

## 議事日程第1号

平成23年8月8日(月)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第83号及び第84号)

提案理由の説明(市長)、質疑

第4 決算特別委員会の設置、付託

第5 議案上程(議案第85号から第89号まで及び報告第9号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

---

## 本日の会議に付した事件

第1から第5までは議事日程に同じ

緊急質問

---

## 出席議員(18人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光	20番 吉田清孝

---

## 欠席議員(1人)

13番 古仲清紀

---

## 議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博

地方自治法第121条による出席者

市 長	渡 部 幸 男	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	杉 本 俊 比 古	監 査 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	佐 藤 誠 一	市民福祉部長	加 藤 謙 一
産業建設部長	三 浦 源 蔵	企 業 局 長	佐 藤 稔
総務企画課長	小 玉 一 克	財 政 課 長	田 原 剛 美
税 務 課 長	杉 本 光	福祉事務所長	加 藤 透
農林水産課長	佐 藤 喜 代 長	病院事務局長	船 木 道 晴
学校教育課長	西 村 隆	生涯学習課長	鎌 田 和 裕
企業局管理課長	船 木 吉 彰		

## 午前10時01分 開 会

○議長（吉田清孝君） おはようございます。これより、平成23年8月臨時会を開会いたします。

古仲清紀君から欠席の届け出があります。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

1番三浦桂寿君、2番佐藤誠君を指名いたします。

---

### 日程第3 議案第83号及び第84号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第3、議案第83号平成22年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について及び議案第84号平成22年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成23年8月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、平成22年度の男鹿みなと市民病院事業会計決算並びに上水道及びガス事業会計決算の認定、男鹿市市税条例等の一部を改正

する条例並びに財産の取得など 8 件であります、その提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、国民健康保険税の課税誤りについてであります、当初課税の際、本来年金より特別徴収すべきところを普通徴収としたことにより生じたものであります。

過大に課税した平成 23 年度国民健康保険税は、757 件 3 千 2 9 万 5 千 8 0 0 円となっております。

還付については 8 月 11 日から、本人からの申し出による未納の税への充当については 8 月 18 日から、実施してまいります。

このような事態により、市民の皆様の信頼を損ねたことは、まことに遺憾であり、市民並びに議会の皆様に、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう、すべての業務について、複数のチェック体制とするよう、全課に指示したところであります。

なお、処分については、8 月 1 日に事故審査委員会を開催し、総務企画部長及び税務課長については訓告、税務課主幹以下の担当職員については、嚴重注意としたところであります。

次に、去る 7 月 28 日の豪雨による被害についてであります。

建物については、住家 5 棟と非住家 4 棟が床上浸水し、住家 16 棟と非住家 11 棟が床下浸水いたしました。

船川地区では、保量川の増水により、1 家族 3 人が市役所に自主避難いたしております。

浸水した住家につきましては、翌日、消毒を実施しております。

農業については、水田転作大豆の冠水 10.0 ヘクタール、農地の崩落 6 カ所、農道ののり面崩落 5 カ所、農業用水路の埋塞 7 カ所、決壊 1 カ所。

林業については、作業道の路肩決壊 2 カ所、県営治山施設ののり面崩壊 3 カ所。

漁業については、門前漁港で泊地へ土砂が堆積しております。

道路については、国道 101 号では、比詰地区でのり面が崩落したため通行どめとなりましたが、29 日午前 0 時 45 分には解除しております。

また、県道男鹿半島線では、門前・加茂間と茶臼峠で一時通行どめとなりましたが、それぞれ 29 日午後 4 時 20 分と正午には解除しております。

市道については、23カ所に被害を受けており、そのうち、仁井山・滝川線ののり面が崩落し、仁井山交差点から滝川方面を、現在、通行どめといたしております。

また、市管理河川で6カ所、急傾斜地区で3カ所に被害が発生しております。

被害に遭われました方々に対しましては、謹んでお見舞い申し上げます。

次に、自主防災組織発足会についてであります。

市では、災害発生時には、自助・共助が必要なことから、町内会を単位とした自主防災組織づくりに努めてまいりました。

この度、7月30日に町内会長、消防団員、婦人会会員などのご出席をいただき、自主防災組織発足会を開催いたしました。

次に、男鹿市と学校法人ノースアジア大学との連携に関する協定の締結についてであります。

同大学とは、平成19年5月8日に「観光に関する連携協定」を締結しておりましたが、今回の協定は、秋田看護福祉大学を含めた大学機構との包括的な協定を、7月27日に締結したものであります。

次に、「地域おこし協力隊」の着任についてであります。

8月1日、戸賀、加茂青砂地区の地域おこし協力隊員として、埼玉県所沢市出身の河合洋介氏が着任いたしました。

河合氏には、これから地域の一員として、地域おこしのため活躍することを期待しております。

なお、五里合琴川地区への隊員に、現在2名の応募があり、本日午後4時、面接試験を行うこととしております。

次に、新たな企業の進出についてであります。

各種ソフトウェアの開発・販売を主な業務としている、秋田市飯島の株式会社山王電機製作所に、本市への移転を働きかけたところ、この度、本社を移転することを決定し、9月から旧共電秋田男鹿工場での操業開始に向けて準備を進めております。

次に、男鹿みなと市民病院についてであります。

男鹿みなと市民病院の経営健全化計画の評価・点検について、男鹿みなと市民病院経営健全化計画評価委員会から、さる7月21日に答申を受け、透析センターの設置などにより平成22年度末の不良債務が1億8千681万740円と、同計画との比

較で1億1千76万260円の改善がなされていることが評価されております。

今後とも、経営健全化計画を着実に実行してまいります。

以上で、諸般の報告を終わり、次に、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第83号平成22年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定についてであります。

当年度は、収益的収支の収入で22億4千631万8千142円、支出で23億8千797万6千654円となり、この結果、1億4千165万8千512円の純損失となったものの、前年度との比較では1千837万4千999円の増益となっております。

また、不良債務につきましては、前年度より3千262万6千208円減少しております。

今後とも、良質な医療の提供に努めてまいります。

次に、議案第84号平成22年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定についてであります。

上水道事業においては、収益的収支の収入で6億6千万5千227円、支出で5億9千644万9千254円となり、税抜きの純利益は4千948万2千512円となったものであります。

また、ガス事業会計においては、収益的収支の収入で6億1千583万2千947円、支出で5億7千207万8千929円となり、税抜きの純利益は2千857万2千884円となったものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） 諸般の報告の豪雨の関係で質問したいのですが。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

---

午前10時19分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休 憩

---

午前10時45分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開催し、6番佐藤巳次郎さんの質問が緊急性があるかどうかを審議いただきました。

結論を申し上げますと、緊急性があるという判断されました。したがって、その部分で佐藤巳次郎さんの質問を許します。6番

○6番（佐藤巳次郎君） 議会運営委員会の皆さんには、ご理解をいただきまして、質問の機会を得ましたことを感謝申し上げます。

今回の28日の夕方から晩にかけての豪雨については、男鹿市では、こういう時間的雨量が最大という大変な雨に見舞われたということであります。そういうことから、皆さんご存じのように、保量川の水害起こらないような工事を、ここ何年か前から続けて継続されておりますけれども、今回の現場を見てもらえばわかりますけれども、橋の架け替え、それから川幅等の工事等も行われております。もう一方、もう少し上流の方に行きますと、県の地すべり工事も行われて、その影響もあるということが、私自身も地元の方々もおっしゃっております。29日の魁の朝刊によればですよ、29日の午前0時現在ですな、床上浸水が1世帯という記事になっています。これはどうということなのかと。地域の方々は、あの雨の中、市で担当課等の雨の状況、被害の状況調査が、余り、ほとんどやられていないということが地域の方々がおっしゃっているわけです。ですから、市長が見舞金を持って行ってもですよ、その受領を拒否している人もおるわけです。それだけ怒りがひどいということだろうと思うわけですよ。そういうことで、きょうのさっきの報告には、豪雨の災害ということでしか市長が述べておりませんが、この工事による被害の増大ということが、私は大きいんじゃないかという気がしますが、市の方で調査した結果ですな、どういうふうな、あくまでも天災だと、ある職員が現場に行って天災だと言って、さらに怒りを燃やしている被害者もおられるわけですな。そういうことで、現状をどう市の方で把握しているのか、あそこの工事、工事の上に鉄板を張ってだすなやって、雨が、あの雨の中

では水が保量川に全部吸収できないということで、うずをまいて、どんどん膨らんで床上まできたというのが現状だと思うわけですね。短時間のうちに、短時間、時でねえな、分の中で雨が床上まできているという状況なわけなので、この市の方で把握している現状についてと、今後またいつ雨が降るかわからないわけなので、どう対応しようとしているのかですね、お聞かせ願いたいなと思います。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

保量川については、雨水幹線工事ということで、平成19年度から工事着手して、平成21年度にバイパス工事が完了しておりますが、22年度からは現在の雨水幹線の改修を実施しております。今年度も引き続き改修工事を実施しておりますが、7月28日現在においては、水路内に鋼矢板設置、資材運搬のための仮設構台の構築が完了し、鋼矢板を打ち込んでいる状況でありました。

当日は、雨足が強くなってきたことから、現場調査に出向きましたが、17時50分に保量川合流点を調査、水位は、まだ水路天端からマイナス30センチメートルぐらいでありましたが、17時55分に小沢田川のバイパスの分岐点を調査して、保量川合流点の方に流れないように落とし板を設置して、全量をバイパスの水路の方に流入させました。それから18時15分ごろ、再度、保量川の合流点を確認したところ、市道が約20センチメートル冠水しておりました。その後、見る間に増水して、最大60センチメートルに達して、周辺の宅地内に浸水したものであります。

市としては、今回被災された方々においては、平成17年度にも同じく被災しておりますが、そのときを上回る、時間雨量では最大の64.5ミリメートルという、非常に大きな時間雨量で、市といたしましては、あくまでも天災であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） 市の方では、天災だと、こういう判断をしておりますが、これで果たしてですよ、被害者が納得するかと。そうすれば、工事による被害増大ということは、ゼロと。あくまでも、雨量が多いということだけでの判断ということなの

かですな、そこら辺を再度お答え願いたいと。私も何回かそこを見て、被害者の方々から話を聞いたり、当時の写真を見させていただいた中でですよ、これは天災と片づけられない問題があると、私は認識しているわけで、それで地域の方々に天災だから市はこの問題は何も、被害について何らの対応もしないということであればですよ、私は非常な今後の問題として残ってくるし、地域へ被災者を含めた話し合いが持ってほしいという話も出ておりますが、あくまでも天災だということやっていこうということなのかですよ、そこら辺もう一度お聞かせ願いたい。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 再質問にお答えいたします。

確かに現工事中の河川の中には、構台等を組んで水の流れを阻害している部分もあったわけですが、昨年度まで完成している工事箇所については、何と申しますか水の溢水はありませんでした。ただ、今後、今計画しているのは、あの合流点までの改修でありますので、その保量川の上流部については、今現在、県の方でも地すべり対策工事をやっておりますが、その辺についても市としての対策も協議・検討しなければならないということで認識を持っております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） さらに質問ありませんか。6番

○6番（佐藤巳次郎君） この後、9月議会もあることなので、また地域の方々が市に対してどういうふうな対応をしてこれくるのか、まだ十分わかりませんが、被害者に対して、やはりきっちりした対応をお願いしたいと。

それと私、冒頭に魁新聞の記事を話をしましたが、魁新聞に対しては午前0時現在ですよ、29日、床上浸水1世帯ということで市の方で報告しているのかですよ、魁の記事が間違いだということなのかですよ、私は市の方で1世帯ということで話しているから記事になったと思うわけです。それだけ現状把握がやられていないということの裏返しにもなるんですよ。そこら辺、市長自身から答えられないですか。市長も足を運んでいるわけですから、現場も見ていると思いますので、お答え願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） お答えさせていただきます。

今、佐藤議員さんお話のように、29日午前の時点で床上浸水が男鹿市で1棟という新聞記事になっています。私もそれこそ建設課の方でいて、それなりに、その床上浸水が出ているのが当然私もわかっていたわけですがけれども、ただ、この1棟というのがちょっとこう調整うまくいかないというよりも、危機管理班と建設課、下水道課との調整がちょっとうまくいかないなという感じをしていたわけですが。ここでは当然私どもも5棟が床上しているということは、私も11時ころまでおりましたので、これは確認しているわけですが、この連絡調整がうまくいかなかったということで、多分、支局長さんの方でも、危機管理班からの話がこの土曜日、30日の新聞に1棟というような形に出たのかなという感じしてはいますが、これは本当に、ただ、担当課等には十分にその被災は夜もいってしますので、その自主避難等もあって十分に把握しておいたわけですが。ということで、ただ、危機管理班、何回も申し上げますけれども、危機管理班の方でその調整、集約がうまくいかなかったということで、本当に深く反省しているところがございますけれども、本当に申し訳なく思っておるところです。十分にその5棟は把握しておりました。本当に申し訳ありませんでした。

○議長（吉田清孝君） 6番佐藤巳次郎君の緊急質問を終結いたします。

これより議案第83号及び第84号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

---

日程第4 決算特別委員会設置、付託

○議長（吉田清孝君） 日程第4、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第83号及び第84号については、委員会条例第6条の規定に基づき、委員8人をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第83号及び第84号については、委員8人をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会

中の継続審査とすることに決しました。

次に、お諮りいたします。決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、当席より指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、委員を指名いたします。中田敏彦君、佐藤誠君、三浦利通君、小松穂積君、古仲清紀君、高野寛志君、佐藤巳次郎君、米谷勝君、以上8人の諸君を決算特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名の諸君は、決算特別委員会委員に選任されました。

なお、決算特別委員会は、8月11日午前10時より、議事堂に招集いたします。以上、告知いたします。

---

#### 日程第5 議案第85号から第89号まで及び報告第9号を一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第5、議案第85号から第89号まで及び報告第9号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第85号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議案第86号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例について

議案第87号 財産の取得について

議案第88号 財産の取得について

議案第89号 財産の取得について

報告第9号 平成22年度男鹿市上水道事業会計継続費精算報告書について

---

○議長(吉田清孝君) 提案理由の説明を求めます。渡部市長

**【市長 渡部幸男君 登壇】**

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第 8 5 号から第 8 9 号まで及び報告第 9 号について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 8 5 号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税寄附金税額控除の適用下限額の見直しに係る改正を行うため、本条例等の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 8 6 号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、市民税等に係る不申告に関する罰則の改定及び肉用牛の売却による農業所得の課税の特例期間の延長など、所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 7 号から第 8 9 号までの財産の取得についてであります。

本 3 件は、市内各小学校の老朽化したコンピュータを更新し、教育環境を改善するため、合資会社清水文具より 1 0 9 台、有限会社勉強堂より 8 5 台、有限会社小杉商店より 6 3 台のコンピュータ及び周辺機器を購入するものであります。

次に、報告第 9 号平成 2 2 年度男鹿市上水道事業会計継続費精算報告書についてであります。

本報告は、平成 2 2 年度男鹿市上水道事業会計資本的支出決算のうち、平成 2 1 年度から継続した建設改良費の精算について報告するものであります。

以上、提案理由の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認及びご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案の補足説明を求めます。

まず、議案第 8 5 号及び第 8 6 号について、佐藤総務企画部長の説明を求めます。

佐藤総務企画部長

**【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】**

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私からは、議案第 8 5 号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について及び第 8 6 号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例についてを、一括して補足説明をさせていただきます。

いずれの議案の改正理由も、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、通常国会において可決成立し、平成23年6月30日に公布されたことから、男鹿市市税条例等の一部を改正する必要が生じたものでございます。

最初に、議案第85号についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、お手元の議案書の3ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第85号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

先ほど申しましたが、国の法律等が平成23年6月30日公布されまして、同日から一部が施行されたことに伴いまして、男鹿市市税条例（平成17年男鹿市条例第50号）及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例（平成20年男鹿市条例第8号）の一部を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

国の法律等の改正内容でございますが、寄附金税額控除の対象の見直しと適用下限額について、現行が5千円でございますが、これを2千円に引き下げるもので、これに伴いまして男鹿市市税条例（平成17年男鹿市条例第50号）及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例（平成20年男鹿市条例第8号）の関係条項を改正いたしまして、平成23年6月30日に専決処分をいたしたものであります。

なお、本条例は、同日から施行されております。

次に、議案第86号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

恐れ入りますが、議案書の12ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第86号でございますが、本議案も先ほど申し上げました国の法律等が平成23年6月30日に公布されまして、不申告に関する過料の改定、これは平成23年8月30日、NPO法人等に寄附した方が新たに寄附金控除を受けようとする場合の申告についてでございますが、これは平成24年1月1日、免税対象飼育牛等の改正につきましては平成25年1月1日から施行されることに伴いまして、男鹿市市税条例（平成17年男鹿市条例第50号）及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例（平成20年男鹿市条例第8号）、男鹿市市税条例の一部を改正する条例（平成22年男鹿

市条例第12号)の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

国の法律等の主な改正内容でございますが、市民税や固定資産税、たばこ税などに係る不申告に関する過料について、現行3万円以下を10万円以下に見直すこと、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2千頭から1,500頭を超える場合に改め、1,500頭を超える場合、超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったもので、その適用期限を平成24年度から平成27年度まで延長するものであります。この改正に伴いまして男鹿市市税条例(平成17年男鹿市条例第50号)及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例(平成20年男鹿市条例第8号)、男鹿市市税条例の一部を改正する条例(平成22年男鹿市条例第12号)の一部を改正するものでございます。

第85号、第86号に係る新旧対照表について皆様方にご配付してございますが、この概要についてちょっと説明をさせていただきたいと存じます。

議案第85号資料の配付してございます男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分、新旧対照表でございますが、これも先ほど申し上げました地方税法の改正によって寄附金等から控除すべき金額、これを5千円から2千円に改正されたことによる改正というもので、12ページ中の1ページから3ページにつきましては、男鹿市市税条例第34条の7第1項及び第2項、寄附金控除額控除でございますが、この所要の改正を行うものであります。

それから、3ページのところでございますが、寄附金控除の適用対象に、非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市長が条例で定めるものを追加したということに伴い、この市税条例第34条の7第2号を新たに追加してございます。

4ページ目の附則第7条の4、これは所要の改正を行ったもので、6ページ目、恐れ入ります6ページ目でございますが、附則第16条の3第3項第2号から最後の12ページ目までは、これは市税条例第34条の7第1項の改正に伴いまして、関連する条項附則の条文を整理したものであります。

いずれも施行日は平成23年6月30日でございます。

次に、議案第86号資料、男鹿市市税条例等の一部を改正する条例でございますが、

この新旧対照表につきまして、これについても地方税法等の改正によりまして、不申告に関する過料について、3万円から10万円に改正されたことに伴いまして、市税条例も改正及び追加するものであります。これは11ページからなっておりますが、その1ページ目の第26条から3ページ目の第88条までは、地方税法等の改正による条文の整理でございます。

4ページ目の第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料、第105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料については追加、それから第107条、第133条は改正による条文の整理でございます。

5ページ目の第139条の2でございますが、これは追加で、いずれもこれらの施行日は平成23年8月30日となっております。

次に、5ページ目・6ページ目でございますが、附則第8条第1項及び第2項、これは肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でございます。免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える部分の所得について、免税対象から除外する見直しを行った上で、適用期限を平成24年度から平成27年度まで延長するというもので、施行日は平成25年1月1日でございます。

それから、恐れ入ります9ページから10ページ目でございますが、これは男鹿市市税条例の一部を改正する条例（平成20年男鹿市条例第8号）の一部改正で、個人の市民税に関する経過措置として、上場株式等の配当所得に係る市民税の課税の特例等をここに記載してございまして、その市民税の課税の特例の期限について平成23年12月31日までを平成25年12月31日までに改めるもので、施行日は条例公布の日でございます。

それから最後に11ページ目には、男鹿市市税条例の一部を改正する条例（平成22年男鹿市条例第12号）が載っておりますが、これは適用年月日の変更で、平成25年1月1日から平成27年1月1日に改め、これが附則第1条第1項第4号でございますが、もう一つは附則第2条第6項の適用年度、これについても平成25年度から平成27年度へ改めるというもので、施行日は条例の公布の日でございます。

以上で、簡単ではございますが、議案第85号及び第86号を一括して補足説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくひとつお願いをいたします。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案第87号から第89号までについて、杉本教育長の補足説明を求めます。杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） 私からは、議案第87号から第89号までの財産の取得について、補足説明をさせていただきます。

内容は、小学校コンピュータ更新整備事業についてであります。

初めに、小学校のパソコン教室等におけるコンピュータの現在の整備状況についてであります。旧若美町の3校については、平成13年9月にパソコン21台と周辺機器を整備しており、旧男鹿市の6校につきましては、中学校からの機器の譲り受けや、その都度必要と思われる機器の購入などにより対応してまいっておりますけれども、いずれの学校も機器が古くなっており、使用できるソフトウェアも限られていることから、活用方法に苦慮しているところであります。

次に、本事業の整備内容の概要についてであります。ハードウェアにつきましては、まずパソコン教室用として、各学校において児童数が最も多い学級を念頭に置きながら、児童数の2人につき1台の割合で児童用パソコンを整備いたします。また、教職員用として1人1台を整備するほか、保健室、図書室、理科室の特別教室に各1台を整備することといたしております。

ソフトウェアにつきましては、授業支援システム、ホームページ作成ソフト、画像・ビデオ編集ソフトなどを整備し、情報教育を中心に、よりわかりやすい学習に取り組めます。

また、ウイルス対策ソフトやフィルタリングソフトの整備により、インターネットで検索する場合の有害サイトへの接続を規制するなど、セキュリティ対策にも配慮することとしております。

そのほか、教材用のデータなどを総合的に管理するサーバ、プリンターなどの周辺機器、ネットワーク環境に必要な校内LAN配線工事及び廃棄する機器の処分費も含まれております。

今整備事業により、教育現場でのICT（情報通信技術環境）が整備され、小学校新学習指導要領に記されている「児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの

情報手段に慣れ親しむこと。」や「文字入力などの基本的な操作や情報モラルを身に付けること。」など、学習活動の充実を図る効果も期待されるものと考えております。

最後に、本事業を3グループに分けて入札した理由についてであります。今事業の財源は、国の地域活性化交付金・きめ細かな交付金にも含まれており、交付金の趣旨である地域の活性化・ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施することからも、より多くの受注機会を提供いたしたいと考えたものでありますので、ご理解を賜った上、ご可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番畠山富勝君

○3番（畠山富勝君） 教育長さんにお尋ねいたしますけれども、コンピュータを更新したと、その更新、必要性、十分理解したわけですけれども、ただ、その受注機会を与えると、そういうことですけれども、ここでそれぞれの取扱店が3業者になっておりますけれども、それぞれその台数が異なっております。その住み分けというのは、どういうふうな住み分けでこの台数がこうなっているのかなと。

あるいはまた、それぞれのその機種が同一機種であれば、金額等については全く同じ金額であるのかなと。その入札とか見積りの方法、どういうふうに行ったのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（吉田清孝君） 杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） ご質問にお答え申し上げます。

この3グループへの分け方についてであります。各グループごとに総額が2千万円を下回らないように、議会のご承認をいただくという性格から2千万円を下回らないようなことを念頭に置きながら、大体距離的に近いグループだとか、あるいは学校同士の交流がある学校、例えば五里合小学校、鶴木小学校、野石小学校、そういったようなグループで分けさせていただいたということでございます。

パソコン類のその価格につきましては、この入札、応札いただいたこの業者、それぞれ金額は弾き出しておりますけれども、パソコンのみならず、いろいろ周辺環境を整備するための経費もトータルで算出しながら計上しております。私どもとしては、この総額で判断をさせていただいたということですので、ご理解を賜りたいと思いま

す。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私からは入札の状況等について答弁いたします。

指名委員会は、6月29日の日に指名委員会を開催いたしまして、コンピュータ機器類について15社を当初指名して、市内に本社がある業者11社、それと…14社ですね、指名してございます。それで、指名通知が7月1日に通知をいたしまして、7月12日の提出期限まで辞退が12社ございました。申し訳ありません。先ほどの指名通知は15社でございます。辞退が12社で、参加申請業者が3社ございました。当初は、いち抜け方式といいますか、三つのグループに分けて、それから請け負った方は抜けていただいて、また次に入札するという形を指名委員会の中では話し合いました。しかしながら12社が辞退して3社になったということで、この3グループをこの3社によって一つずつ入札を執行したという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。3番

○3番（畠山富勝君） 今、購入について、いろいろなその住み分けの中で、ちょっと私、わからないところは距離的と、距離的というのはどういう関係の距離的なのか、ちょっと私ちょっとわかりませんので、その辺のところと、それから、今までと、更新と更新前のそういう機種、あるいは各そのメーカーのですね、そういうのはどういうふうになっているのか。

○議長（吉田清孝君） 杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） 再質問にお答えいたします。

このグループ分けの一つの考え方につきまして、先ほど申し上げたように金額的なところを意識した部分の一つでございますけれども、その上で、どのようにグループ分けをするかということについては、いろいろ考えたところでございます。請け負っていただいた業者さんの作業効率等も一つの要素として考えて、近いグループを考えたというふうにしたところでございます。

それから、パソコンの種類というご質問だったかと思っておりますけれども、私どもとし

てはパソコンにつきましては、今現在のいろいろ能力的な、機能的な部分を仕様書で示しておりまして、例えばメーカーとかそういうところまでの指定はしておるものではございません。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○3番（畠山富勝君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 3番畠山富勝君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第85号から第89号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって本5件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第85号から第89号までを一括して採決いたします。本5件については、原案のとおり承認及び可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第85号から第89号までは、原案のとおり承認及び可決されました。

---

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて8月臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

---

午前 11 時 32 分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 三 浦 桂 寿

議 員 佐 藤 誠

